

四日市市告示第77号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路が取消しとなったため、次のように公告する。

その関係図書は、四日市市都市整備部建築指導課に備え縦覧に供する。

令和2年3月13日

四日市市長 森 智広

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定年月日及び番号  
昭和50年12月19日 第50-道-11号
- 3 指定道路の位置  
四日市市中川原二丁目138-3の一部、138-47、  
138-50の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員  
延長 30.00m 幅員 4.00m
- 5 指定取消しとなった年月日  
昭和54年8月24日

(都市整備部建築指導課)